

県・市町村協働保健事業に係る委託業務 質問回答

番号	質問日	質問	回答
1	R2.9. 8	【業務仕様書関係】 3 事業実施目的 「県は3市町村を上限としてモデル市町村を選定」とあるが、いつまでにモデル市町村を提示されるか。 (市部と町村部では、取り扱うデータ量に差があり、見積に影響するため)	モデル市町村は、次のとおり。 ① 湯梨浜町 ② 南部町 ③ 伯耆町 なお、モデル市町村の概況は、当課HPの以下のリンクに掲載していますので御確認ください。 (データ集) <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/283603.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/283603.htm</a>
2	R2.9. 8	【業務仕様書関係】 5 留意事項の(1)のウ 「分析業務に必要な情報の項目を事前に県に提示する」とあるが、いつまでに提示して可となるか。	令和2年9月25日までに提出された企画提案書を踏まえ、モデル市町村と協議することとしていますので、企画提案書の作成に当たってはその情報の意義、提供不可の場合の影響を記載してください。
3	R2.9. 8	【業務仕様書関係】 5 留意事項の(1)のウ 「提供の可否を踏まえた上で実施」となっており、否の場合、分析業務の企画提案書に記載の分析等が実現できなくなることも想定されるので、その場合、受託後に別途協議ということによいか。	審査結果通知後に、正式な見積徴取依頼を行うこととしており、その際に協議します。
4	R2.9. 8	【業務仕様書関係】 5 留意事項の(1)のウ 3市町村の介護の主治医意見書のデータは提供可能か。 (対象年度は、提供可能な範囲で必要とする想定である。)	上記2の回答のとおり。
5	R2.9. 8	【業務仕様書関係】 5 留意事項の(3) 「実績金額を確定できるようモデル市町村数1件当たりの単価を明示」とは、実績に応じて増額等の変更が生じる可能性があるが、その場合は変更契約となるか。	現時点では、上記1の回答のとおり3市町村をモデル市町村に選定していますが、契約後、諸般の事情でモデル市町村数が減少する場合には、変更契約の協議をします。
6	R2.9. 8	【業務仕様書関係】 5 留意事項の(3) 「モデル市町村数1件当たりの単価」とは、1市町村当たりということか。それとも、「実績金額」とあるので、データ1件当たりの単価を見積もるとということか。	「モデル市町村数1件当たりの単価」とは、1市町村当たりをいいます。 なお、現時点で上記1の回答のとおり3市町村をモデル市町村に選定していますが、契約までの間に、諸般の事情でモデル市町村数が減少する場合には変更契約の協議をする必要があるため、1市町村当たりの単価を提示していただきます。

県・市町村協働保健事業に係る委託業務 質問回答

番号	質問日	質問	回答
7	R2.9. 11	<p>【業務仕様書関係】 3 事業実施目的 提供されるデータの種類と提供可能な期間について、次の点についてご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データの具体例として、レセプトデータ、健診データ、KDBデータ、NDB(介護関連)データのご提供は可能か。</li> <li>・分析のためには過去5年分以上の期間のデータ提供を希望するが、何年分ご提供可能でしょうか。</li> <li>・既存保健事業の分析・検証に必要となる事業成果等のデータはご提供可能か。</li> <li>・分析対象は国保加入者の他、後期は含まれるか。</li> </ul>	上記2の回答のとおり。
8	R2.9. 11	<p>【業務仕様書関係】 5 留意事項の(1)のア 「疫学分野での専門性を有する大学・研究機関の助言を受けて実施」する点に関して、助言とは受託者が実施する業務に対するものであるか。</p>	お見込みのとおり。
9	R2.9. 11	<p>【業務仕様書関係】 5 留意事項の(1)のオ 「分析結果は、モデル市町村が活用しやすい形式で作成し、冊子・データ媒体で県及びモデル市町村に提供すること」とあるが、納品する冊子の部数をどの程度を見込まれているか</p>	<p>県への納品：各モデル市町村の分析結果を2部ずつ モデル市町村への納品：それぞれ分析結果を1部</p>
10	R2.9. 11	<p>【業務仕様書関係】 6 再委託の制限 「受託者は、分析業務の一部を再委託するときは、あらかじめ県の承認を得なければならない」とある。分析業務の一部を協力会社に再委託する場合、入札時点において再委託申請が必要であれば、方法をご教示願いたい。</p>	<p>委託業務の契約後、受託者から再委託の申請を提出していただき、それに対し、県が承認通知を行います。 なお、次の点に御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達公告の8(企画提案書の作成及び提出) 企画提案書の作成に当たり、委託業務の一部を再委託する予定の者又は委託業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の1の(1)のイの事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。</li> </ul>

県・市町村協働保健事業に係る委託業務 質問回答

番号	質問日	質問	回答
11	R2.9. 11	【業務仕様書関係】 5 留意事項の(1)のウ 分析業務は、「受託者が分析業務に必要な情報の項目を事前に県に提示することとし、その提供の可否を踏まえた上で実施すること」とあるが、「事前に」については、受託者が決定し、契約締結後の分析業務がスタートする前という意味か。若しくは、企画提案書の中で、使用したいデータの内容や期間(範囲)などをプロポーザルに参加する提案者が提示し、判断することになるか。	上記2の回答のとおりで、企画提案書において提示してください。
12	R2.9. 11	【プロポーザル実施要領関係】 第11条 15分以内のプレゼンテーション後に、質疑応答の時間は何分ほどを想定されているか。	参加者のプレゼンテーションの時間は15分以内としています。そのうち、説明者の説明時間は10分以内、審査会委員の質疑時間は5分を予定しています。
13	R2.9. 11	【プロポーザル実施要領関係】 第11条 プレゼンテーションに参加人数の上限などはあるか。	調達公告の9「プレゼンテーションの実施」に記載している別途連絡するプレゼンテーションの実施日時等の際に、参加人数をお知らせする予定ですが、3名を上限とします。 なお、企画提案参加申込書に記載された連絡責任者の他、業務処理担当者、技術担当者各1名を想定しています。 また、企画提案参加申込書の提出期限を令和2年9月18日(金)としていますので、9月24日(木)までにプレゼンテーションの留意点をお知らせする予定にしています。
14	R2.9. 11	【業務仕様書関係】 4 業務内容 疾病121分類マスタでないといけないか。ICD10分類で代替可能か。	特に要件を規定していませんが、モデル市町村が活用しやすい分類が望ましいと考えます。
15	R2.9. 11	【業務仕様書関係】 4 業務内容 COPDは、どの疾患をCOPDとするなどは決まっているか。	COPD(chronic obstructive pulmonary disease:慢性閉塞性肺疾患)は、これまで慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれていた病気の総称と考えています。質問のご趣旨が不明ですが、モデル市町村が保健事業に活用しやすい方法で分類していただきたい。
16	R2.9. 11	【業務仕様書関係】 4 業務内容 保健事業の費用対効果分析については、他項目を分析した結果、必要な保健事業を提案(保健指導対象群リストを提供)し、その後実施した保健事業に関する費用対効果分析になるか。 先の想定とすると、分析のタイミングが年度内に完結できない恐れがある。	仕様書の5の(1)のエに次のとおり記載していますが、令和2年度は医療費等分析による医療費適正化額の算出業務のみで、保健事業の提案は令和3年度になります。 なお、令和3年度部分については、別途、業者選定を行う予定です。